



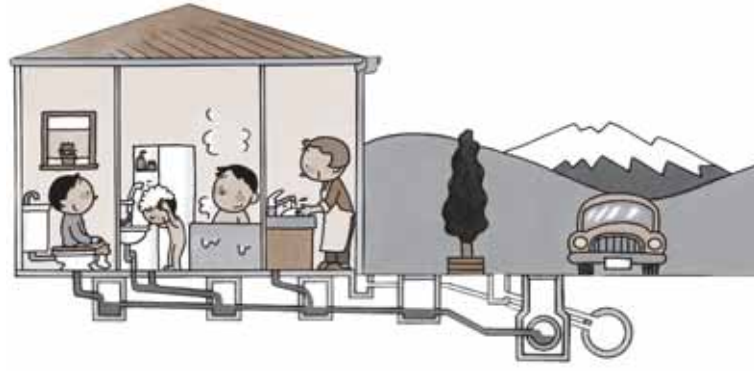
事業の安定化を図る

公共下水道

本市の公共下水道は、事業着手以降、約245kmの管きよを整備してきました。

整備が完了した区域の面積は、全体の約50%であり、現計画の未整備区域を整備するには相当の事業費と期間が必要となります。

下水道経営の安定化を図るためには、処理区域の見直し避けられない状況です。



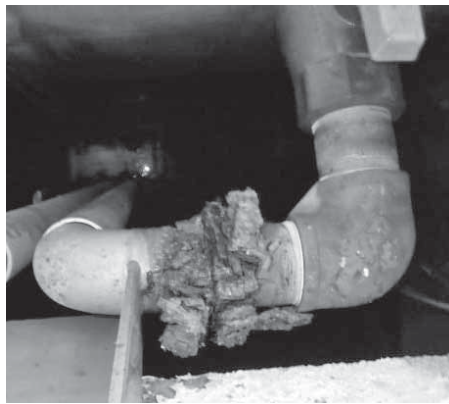
▲汚水は下水道管を通して、県が管理する伊都浄化センター(かつらぎ町)で処理しています。

農業集落排水

農業集落排水は、農村部における下水道と呼ばれ、各家庭のトイレの水洗化という個人生活の充実だけでなく、生活排水が農業用排水路に流れ込むことによる農地環境の悪化を防ぎ、生活環境の改善に役立っています。

市内には、吉原地区、山田・出塔地区、上中・下中地区、西川地区の4地区にそれぞれ浄化センターがあり、供用を開始してから20年近くが経過しています。農業集落排水の浄化センターは、多くの機械・電気設備を備えているため、このまま老朽化が進むと、多額の修繕・更新費用が必要になります。

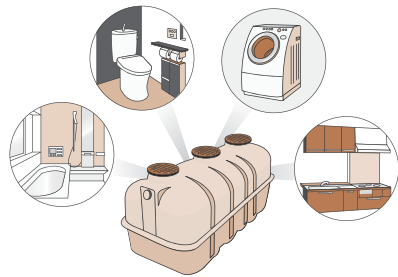
これらの問題を解決するため、現在、公共下水道への統合について検討を進めています。



▲老朽化した設備

合併処理浄化槽

浄化槽には、し尿と炊事、洗濯、入浴などによる生活排水を同時に処理する能力を持つ「合併処理浄化槽」と、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」があります。



▲合併処理浄化槽のイメージ

単独処理浄化槽は、生活排水が未処理のまま放流されるため、平成13年から新たに設置することが原則禁止され、合併処理浄化槽の普及が進められてきました。

しかし全国的に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は進んでおらず、単独処理浄化槽は浄化槽全体の53%(全国平均)を占めており、本市においてはさらに深刻で約60%となっています。

そうした状況を改善するため、単独処理浄化槽やくみ取り式トイレから合併処理浄化槽への転換を促進する補助制度を設けています。

浄化槽は適切に維持管理を

浄化槽は正しく維持管理をしないと汚れたままの水を川や海に流してしまふこととなります。そのため、浄化槽管理者には、浄化槽法により、次の3つが義務付けられています。

清掃

浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機器類の洗浄を行います。年に1回以上実施してください。

保守点検

浄化槽の点検、調整や修理、消毒液の補充を行います。年に3回以上実施してください。

法定検査

① 設置後の水質検査
浄化槽が適正に施工され、機能しているかを確認する検査です。浄化槽を使い始めて3カ月経過した日から5カ月以内に受検してください。

② 定期的な水質検査

保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査です。毎年1回受検してください。



これからの下水道

下水道事業を取り巻く環境は、人口減少と高齢化といった社会情勢の変化や、施設の老朽化に伴う維持管理・更新費用の増大など、厳しさを増してきています。

このような状況の中、国は大規模災害の教訓を生かし、防災・減災が主流となる安全安心な社会づくりや、既存施設の計画的な維持管理・更新を図り、持続可能な安全で豊かな生活の実現に向けた政策に重点を置くようになりました。また、令和8年度には汚水処理事業を概ね完成させるよう方針が示されています。

現在、適切な汚水処理の役割分担を目指し、本市における汚水処理方式全般について、地形、住居密集度などの地域特性を踏まえ、「下水道処理計画区域の縮小」を含めた方針について橋本市上下水道事業審議会へ諮問を行なっています。

今後、上下水道事業審議会からの答申を経て、下水道処理計画区域(案)を作成し、縦覧します。詳細が決まり次第、広報はしもと市ホームページなどでお知らせします。

問い合わせ

下水道課 ☎333・3150

これからの汚水処理事業について、お聞きしました。

橋本市上下水道事業審議会

会長 **濱田学昭**さん

NPO街づくり支援センター代表で元和歌山大学システム工学部教授。市民と行政などの専門家との連携を図り、地域の活性化を目指す。



など規制を設け、都市機能と人口密度のバランスがとれた居住環境になるよう誘導していく傾向にあります。

住民の理解と支援が必要

下水道事業において、大規模な都市では、ホテル、病院、大型商業施設などの大口使用者を抱え、維持費用を賄うことができます。しかし、橋本市のような小規模都市では、大口使用者が少ないため、料金収入は小さくなり、インフラの維持が難しくなります。

下水道は、地域を覆う網としての整備が容易とは言えないので、下水道が完備されていない地域、地区では、下水道と同等の汚水処理能力のある合併浄化槽に依存することになります。しかし、合併浄化槽の能力は、適切に維持管理されて初めて、下水道と同能力になるので、設置者には、汚水処理の責務を担っていただくこととなります。そのため、汚水処理事業には、住民の理解と支援が重要となります。

都市のインフラ施設の整備・維持を考える

インフラの整備・維持と人口密度

私たちは、生活や経済活動を営む上で、上下水道、電気、ガス、道路、公園など、さまざまなインフラ施設に支えられています。

インフラの整備・維持には、生活や活動する人の集積が必要です。例えば、公園は、利用圏内にある程度の人口規模があり、利用されることを前提に整備・維持されます。さらに、整備時に人口の集積があっても、後年に人口の移動・減少があれば、維持が困難となります。つまり、インフラの整備・維持は、利用者の「人口密度の維持」と密接に関係しています。

長い年月と多額の費用をかけて整備されたインフラの改造や拡大、増強は容易ではありません。大都市では局地的に人口密度が高くなり、それに見合った子育て関連施設や災害時の避難場所などの都市機能が追いつかず問題となっています。

近年では、建築物の用途を制限する